

大船渡市議会議場システム更新業務
企画提案募集要領

大船渡市議会事務局
令和6年8月

大船渡市議会議場システム更新業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「市」という。）が実施する「大船渡市議会議場システム更新委託業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者に要求する業務の仕様等について明らかにするとともに、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

本業務は、大船渡市議会における本会議運営を円滑に行うため、老朽化した音響・映像設備を始めとする議場システムの機器を更新し、議会運営の効率性や確実性を確保することを目的とする。

本業務の実施に当たっては、本業務に関するノウハウを有し、かつ、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

大船渡市議会議場システム更新業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年1月31日まで

ただし、機器設置期間は令和6年12月18日から令和7年1月24日まで、賃貸借期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの60か月とする。

(4) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約とする。

なお、定額月払いによる賃貸借契約とし、定額月払いによるシステムサービス利用契約とする。

(5) 提案限度額（消費税及び地方消費税を除く。）

賃借料：1,050千円/月額

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であり、提案価格はこの額を超えてはならない。

(6) 本企画提案仕様書について

本企画提案仕様書は、本業務に係るプロポーザルの内容について必要最低限の機能要件等を示すものであり、本企画提案仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行のために必要となる事項、あるいは本市にとって有益となる事項については、提案上限額

の範囲内において積極的な提案を求めるものである。

また、実際の業務実施に際しての仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者が、受託者として決定された後、本市と協議のうえ確定するものとする。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本店・支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績を有していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 提案手続

内容	日程
① 募集要領等の公表（HP 上）	令和 6 年 8 月 9 日（金）
② 質問の受付期限	令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 5 時
③ 参加申込書の提出期限	令和 6 年 8 月 22 日（木）午後 5 時
④ 企画提案書の提出期限	令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 5 時
⑤ プレゼンテーション実施に関する通知	令和 6 年 8 月 30 日（金）予定
⑥ プレゼンテーション及び契約相手候補の決定	令和 6 年 9 月 4 日（水）予定
⑦ 結果通知	令和 6 年 9 月上旬予定

※ 提出物を担当部署に持参する場合は、上記期間中（土日祝祭日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで持参すること。

(1) 提案募集の期間

令和 6 年 8 月 9 日（金）から令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■ 期 限 令和 6 年 8 月 20 日（火）午後 5 時まで

■ 方 法 質問書【様式 1】により、電子メールで受け付ける。

■ 連絡先 ofu_gikai@city.ofunato.iwate.jp

- 回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

- 期 限 令和6年8月22日（木）午後5時 必着（持参又は郵送）

- 提出物

提出物	部 数
参加申込書【様式2】	正本（押印されたもの） 1部、写し5部
参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）	6部
過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料	6部

- 提出先 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市議会事務局 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・ 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。
なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・ 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

- 期 限 令和6年8月28日（水）午後5時 必着（持参又は郵送）

- 提出物

企画提案書【様式4】	6部
事業者の概要【様式5】	6部
執行体制図（任意様式）	6部
業務実施方針及び計画書（任意様式） ・ 業務内容に関する提案内容 ・ 課題解決に関する提案内容	6部
業務実施計画（任意様式） ・ 実施手順（実施フロー） ・ 実施工程（作業項目、担当、日程等）	6部
見積書（任意様式） ・ 内訳書を添付すること。	正本（押印されたもの） 1部、写し5部
応募資格に係る申立書【様式6】	正本（押印されたもの） 1部、写し5部
定款	6部
財務状況の分かる直近の書類	6部
租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等）	正本（押印されたもの） 1部、写し5部
その他、提案企画の説明に必要な資料	6部

■ 企画提案書の形式

- ・用紙サイズは、A4版とする。
- ・提出部数は6部とする。

■ 提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■ その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) プレゼンテーション実施に関する通知

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、各提出者に対して通知する。

■ 通知日 令和6年8月30日（金） ※予定

■ 方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考委員会で審査・評点を行い、総得点により、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、最多得点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■ 日程 令和6年9月4日（水） ※予定

■ 場所 大船渡市役所本庁舎

■ 実施時間 時間は50分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション（準備含む）	30分
質疑応答	20分

■ 留意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に1提案者ずつ実施する。

イ プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

ウ プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。

エ 原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。

オ モニター等の使用を希望する場合は、事前に本市担当者と協議を行うこと。

カ 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

審査項目		審査の視点
全体の評価	提案内容の的確性、具体性	企画提案仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
システムに関すること	音響・映像設備	本会議の運営の向上に資する機器・機能の選定、設置・運用方法が提案されているか。
	運用（操作）システム及びその	本会議の運営の向上に資する多彩な機能を有しているか。

	他の設備	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく誤操作が生じにくい、操作性に優れたシステムであるか。
サポートに関すること	システム障害等の防止の対応	トラブルを未然に防ぐ対策が講じられているか。
	システム障害等の発生時の対応	障害発生時、速やかに復旧する対応策が講じられているか。
	教育・指導	担当職員への十分な操作研修を行う計画・体制があるか。
業務実施に関すること	実施体制・スケジュール管理	本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者が配置されているか。また、業務完了にいたるまでの適切なスケジュールが設定されているか。
	業務実績	地方公共団体から本業務と同様又は類似する議場システム構築業務の受託実績があり、業務経験が豊富であるか。
見積書		積算単価及び数量は妥当なものであり、提案内容整合性があるか。
その他		本企画提案仕様書に記載のない事項であっても、本市にとって有益な提案はあるか。

(7) 結果通知

■ 日 程 令和6年9月上旬予定

■ 方 法 電子メールにより通知する。

なお、審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 現地調査

企画提案書及び見積書を作成する上で現地調査が必要な場合は、事前に連絡の上、可能とする。

(1) 現地調査の期間 令和6年8月9日から令和6年8月27日まで

(ただし、令和6年8月13日から8月16日までの間及び土日祝祭日を除く。)

(2) 現地調査の時間 上記期間中 午前9時から午後5時まで

6 契約

(1) 契約手続

ア 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

イ 契約候補者の提案が共同提案により行われた場合には、契約候補者の代表者が本市との契約の当事者になるものとする。

ウ 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 131 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(5) 支払条件等

賃貸借期間中の定額月払いとする。

(6) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(7) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

7 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合

オ 本募集要領に違反すると認められる場合

カ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

- (4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

8 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市議会事務局 古澤（ふるさわ）

T E L : 0192-27-3111（内線 242） / F A X : 0192-26-4477

E-mail : ofu_gikai@city.ofunato.iwate.jp